

宮 崎 県 川 南 遊 学 の 森 指 定 管 理 者 募 集

添 付 資 料 1

1 宮崎県川南遊学の森

(1) 位置図

(2) 施設平面図

(3) 森林整備区域図

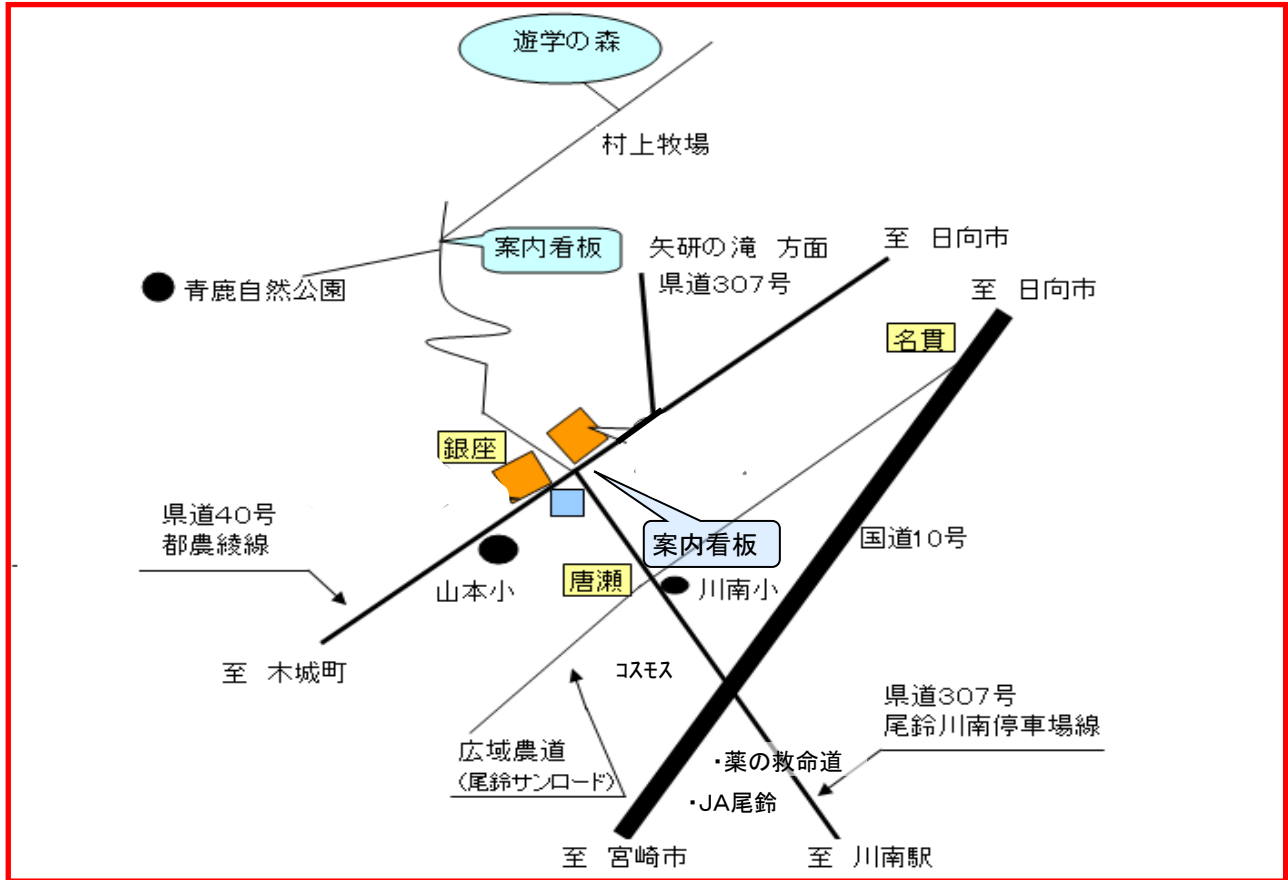
(4) パンフレット

(5) 宮崎県川南遊学の森管理規則(平成20年4月1日規則第35号)

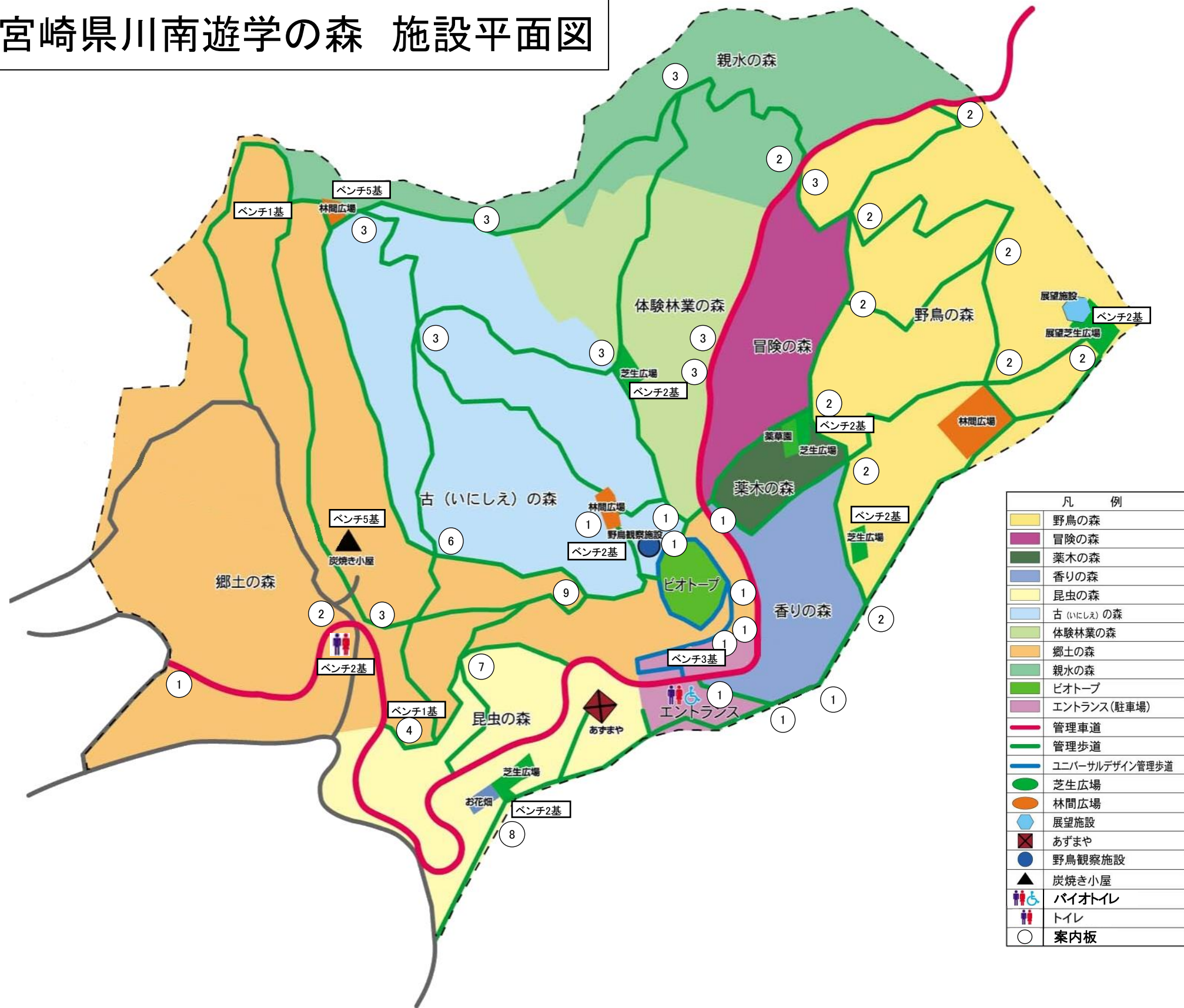
■「宮崎県川南遊学の森」位置図



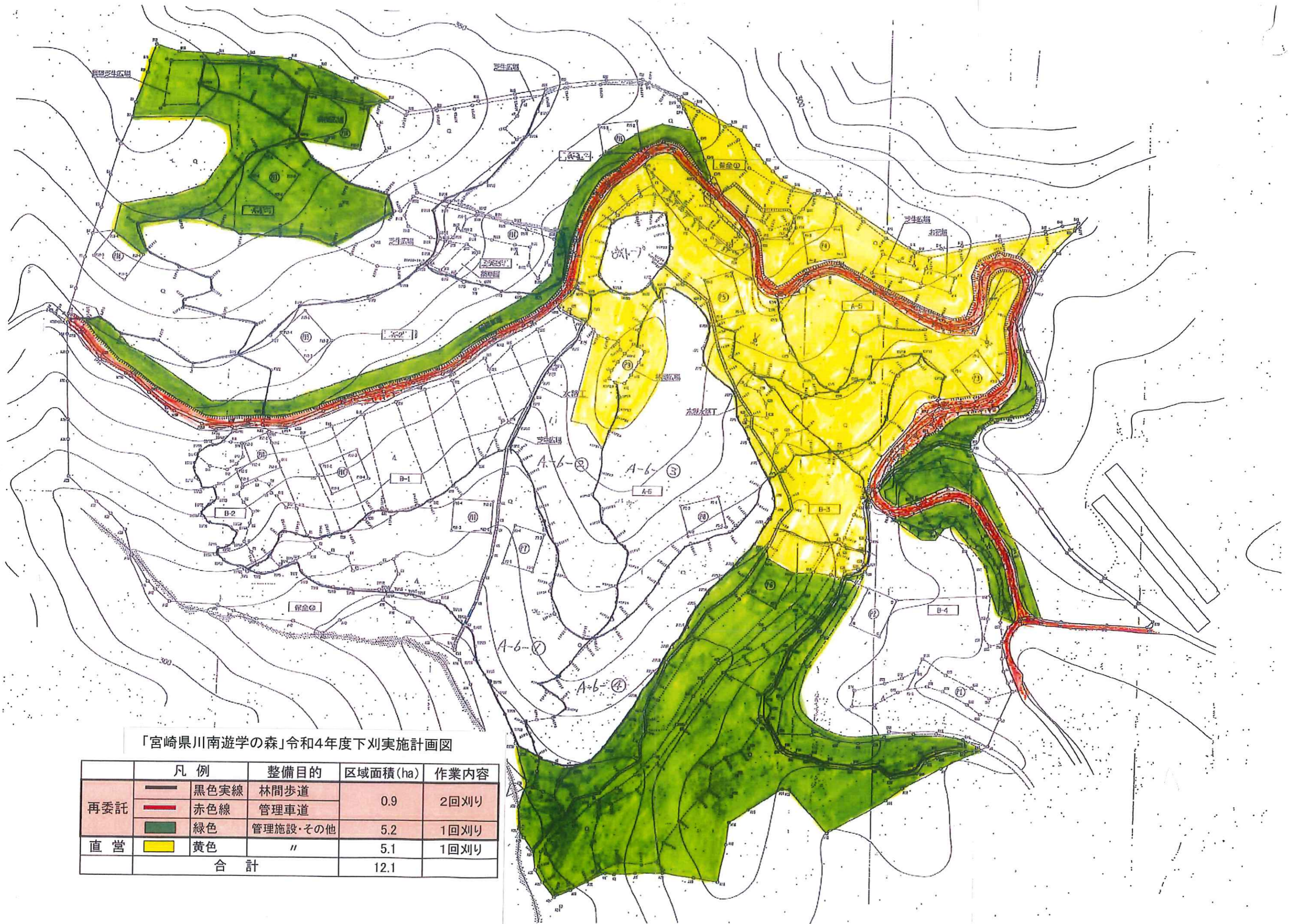
川南町中心地から
車で約10分



宮崎県川南遊学の森 施設平面図



凡 例	
[Yellow Box]	野鳥の森
[Purple Box]	冒険の森
[Dark Green Box]	薬木の森
[Blue Box]	香りの森
[Light Green Box]	昆虫の森
[Light Blue Box]	古(いにしえ)の森
[Light Green Box]	体験林業の森
[Orange Box]	郷土の森
[Green Box]	親水の森
[Light Green Box]	ビオトープ
[Purple Box]	エントランス(駐車場)
[Red Line]	管理車道
[Green Line]	管理歩道
[Blue Line]	ユニバーサルデザイン管理歩道
[Green Circle]	芝生広場
[Orange Circle]	林間広場
[Blue Circle]	展望施設
[Red X]	あずまや
[Blue Circle]	野鳥観察施設
[Black Triangle]	炭焼き小屋
[Blue and Red Icons]	バイオトイレ
[Red and Blue Icons]	トイレ
[White Circle]	案内板



「宮崎県川南遊学の森」令和4年度下刈実施計画図

	凡例	整備目的	区域面積 (ha)	作業内容
再委託	— 黑色実線	林間歩道	0.9	2回刈り
	— 赤色線	管理車道		
直営	■ 緑色	管理施設・その他	5.2	1回刈り
	■ 黄色	〃	5.1	1回刈り
合計			12.1	

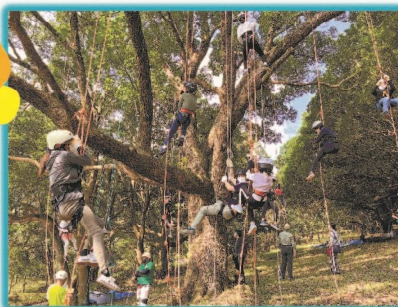
令和5年度

この取組は宮崎県森林環境税を活用しています。



「遊学の森」自然体験講座1年間のご案内

開催日	講座区分	講座名	内容	募集人員	講師
4月23日(日)	子ども講座	春のツリーイング体験教室	遊学の森の自然の中で、ロープ等の道具を使い安全・簡単にできる木登りに挑戦し、達成感を味わい自然へ共感する心を育む。	40名	ツリーイングインストラクター
5月21日(日)	大人子ども講座	ノルディックウォーキング体験教室	遊学の森の歩道をノルディックポールを使いながら散策し、樹木や草花の観察など自然に触れることにより、森の恵みに理解を深める。	30名	ノルディックウォーキングインストラクター
6月25日(日)	子ども講座	県産材木工教室	県産材を利用した木工品づくりを行い、木に対する理解を深めるとともに、木工工具の使い方を学ぶ。	30名	宮崎木青会会員
7月9日(日)	子ども講座	谷川と遊ぼう！夏の自然発見	遊学の森内の小川を探検し、五感を使って森や水辺の動植物に親しむことにより、自然へ共感する心を育む。	30名	フェニックス宮崎シェアリングネイチャーの会運営委員長
8月6日(日)	子ども講座	昆虫と遊ぼう	遊学の森の「昆虫の森」などを散策し、生息する昆虫を観察したり、採集することにより森の恵みに理解を深める。	30名	宮崎昆虫同好会会員
9月10日(日)	大人講座	草木染め教室	森に自生する植物等を染色材料に使い、布などを染める作業を体験することにより、自然の恵みに理解を深める。	30名	川並デザイン室デザイナー、染色家
10月15日(日)	大人講座	カズラ細工教室	森に自生するカズラ等を使って、農山村に伝えられてきたカズラ細工を体験し、自然の恵みと文化に理解を深める。	30名	カズラ細工技能者
11月26日(日)	大人子ども講座	秋のツリーイング体験教室	遊学の森の自然の中で、ロープ等の道具を使い安全・簡単にできる木登りに挑戦する。秋の講座では大人のツリーイング体験も実施する。	40名	ツリーイングインストラクター
12月17日(日)	大人子ども講座	※ 門松づくり教室	門松の由来などを学びながら、門松づくりを体験することにより、伝統文化や森の恵みに理解を深める。	30名	自然体験指導員
1月28日(日)	大人講座	腐葉土づくり体験教室	遊学の森の「落ち葉」で良質な腐葉土づくりを体験し、地域での緑化活動や自然の恵みに理解を深める。	30名	NPO法人オーブンガーデンサン・フラワー 宮崎会員
2月18日(日)	大人子ども講座	※ しいたけ駒打ち体験教室	しいたけについて学び、しいたけの駒打ちを体験することにより、森の恵みに理解を深める。	40名	しいたけ専門指導員
3月10日(日)	子ども講座	森でワクワク！春の自然発見	早春の野山を探検し、五感を使って森や道ばたの動植物に親しむことにより、自然へ共感する心を育む。	40名	フェニックス宮崎シェアリングネイチャーの会運営委員長



ツリーイング体験教室



谷川と遊ぼう！夏の自然発見



門松づくり教室

- ①講座内容及び開催日については予定であり、変更が生じる場合がありますので、事前にホームページ等でご確認ください。
- ②※印の2講座に必要な材料は、小学生以上の参加者に準備します。
- ③開催月の2ヶ月前から開催日の2週間前までにメール、ファクス、はがきでお申込みください。
また、申込み多数の場合は、抽選にて決定させていただきますので、ご了承ください。
- ④申込の際は、希望の講座名、参加者全員の氏名(ふりがな)・年齢及び代表者の郵便番号・住所・電話番号(携帯)をご記入ください。
- ⑤飲み水の準備をお勧めします。(遊学の森の水は谷水のため、飲めません。)



遊学の森
施設案内動画



緑推の
ホームページ

お問合わせ
お申込み先

(公社)宮崎県緑化推進機構

〒880-0804 宮崎市宮田町10番28号
TEL 0985-31-7759

メール info@miyazaki-midori.org
FAX 0985-31-2776

遊学の森MAP



野鳥観察施設



バイオケイシ



昆虫小屋



「遊学の森」を構成する9つの森のご案内

森の名前	面積 (ha)	特徴	主な植栽樹種
野鳥の森	3.5	多くの野鳥の音が聞け、野鳥観察ができる森林。鳥型目があり、アサギの鳴き声を聞けることかです。	アラカシ、イイギリ、センダングラ、ムクゲ、クロガネモチ
■ 郷土の森	1.0	ネイチャーゲームや樹木のふれあいができる森林	イロハカエデ、ヤマサクラ
薬木の森	0.3	樹木の薬効について学習できる森林	ナンテン、ヤブシヨウ、ネムノキ、ゴボシ、ホオノキ、ヤマモモ
香りの森	0.7	木の香りに触れることかできる森林	花や葉の香りがある木：ヤマモモ、ヤマボウシ
昆虫の森	1.8	昆虫採集や自然観察が楽しめる森林	甲虫類の餌木：ケヤキ、ネムノキ、エキ
古の森	3.6	森林を歴史や文化的な視点で学習できる森林	ヤマツツジ、アセビ、ヤマアザミ、クリ
体験林業の森	1.9	薪田の薪や木文化の体験ができる森林	薪田の薪や木文化の体験ができる森林
親水の森	3.0	湧水所や川川を利用して、自然観察や水遊びができる森林	湧水所や川川を利用して、自然観察や水遊びができる森林
郷土の森	5.9	里山について学習できる森林	里山について学習できる森林

おすすめ散策コース

昆虫の森 → 展望所

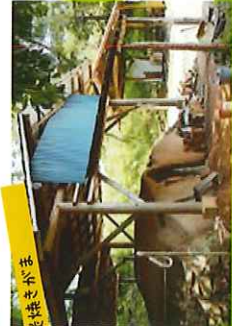
このコースは、遊学の森の入り口付近の低いところから、一番高いところまで登る高低差の最もあるコースです。途中、香りの森や薬木の森などがあり、可愛らしい草花を愛でながら森林浴ができるリフレッシュゾーンがあります。また、歩道には傾斜があり、軽いアスレチックには絶好のコースです。



所在地

宮崎県川南遊学の森

児湯郡川南町大字川南宇村上



炭焼きがま

林間歩道

○宮崎県川南遊学の森管理規則

平成20年4月1日規則第35号

宮崎県川南遊学の森管理規則をここに公布する。

宮崎県川南遊学の森管理規則

(趣旨)

第1条 この規則は、公の施設に関する条例（昭和39年宮崎県条例第7号。以下「条例」という。）第7条及び第13条の規定に基づき、宮崎県川南遊学の森（以下「遊学の森」という。）の管理及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用期間等)

第2条 遊学の森の利用期間は、1月4日から12月28日までとし、利用時間は、午前8時30分から午後5時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、知事は、必要があると認めるときは、同項に定める利用期間及び利用時間を変更することができる。

(利用の許可の申請)

第3条 遊学の森を利用しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、利用しようとする日の5日前の日までに宮崎県川南遊学の森利用許可申請書（別記様式第1号）を知事に提出しなければならない。

(利用の許可)

第4条 知事は、前条第2項の規定により宮崎県川南遊学の森利用許可申請書の提出があった場合において、遊学の森の利用の許可をするときは、当該申請者に宮崎県川南遊学の森利用許可書（別記様式第2号）を交付するものとし、利用の許可をしないときは、当該申請者に宮崎県川南遊学の森利用不許可通知書（別記様式第3号）により通知するものとする。

2 知事は、必要があると認めるときは、前項の許可に管理運営上必要な条件を付することができる。

(許可の基準)

第5条 知事は、当該申請者の利用が次の各号のいずれかに該当する場合は、遊学の森の利用を許可しないものとする。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 遊学の森の施設又は附属物をき損するおそれがあると認められるとき。
- (3) その他遊学の森の管理運営上、支障があると認められるとき。

(利用許可の取消しの申出)

第6条 第3条第1項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が利用の許可の取消しの申出をするときは、利用しようとする日の3日前の日までに宮崎県川南遊学の森利用許可取消申出書（別記様式第4号）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による宮崎県川南遊学の森利用許可取消申出書の提出があったときは、当該申出書に係る利用の許可を取り消し、その旨を当該利用者に通知するものとする。

（利用の禁止又は制限）

第7条 知事は、遊学の森の損壊その他の理由によりその利用が危険であると認められる場合又は遊学の森に関する工事のためやむを得ないと認められる場合においては、遊学の森を保全し、又はその利用者の危険を防止するため、区域を定めて、遊学の森の利用を禁止し、又は制限することができる。

（利用の拒否等）

第8条 知事は、遊学の森を利用する者が第5条各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者の利用を拒否し、又はその者に退去を命ずることができる。

（指定管理者による管理の場合の読替）

第9条 条例第10条の規定により遊学の森の管理を指定管理者に行わせる場合における第2条から前条までの規定の適用については、第2条第2項中「知事は、必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て」と、第3条から前条までの規定中「知事」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

（指定管理者の指定の申請）

第10条 条例第10条の2第1項に規定する申請書は、指定管理者指定申請書（別記様式第5号）によるものとする。

2 条例第10条の2第1項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- （1） 定款、寄附行為、規約又はこれらに準ずる書類
- （2） 法人にあっては、法人の登記事項証明書
- （3） 知事が指定する事業年度における決算に関する書類又はそれに相当する書類
- （4） 団体の業務概要及び業務実績が確認できる書類
- （5） その他知事が必要と認める書類

（指定管理者が行う業務）

第11条 条例第10条の3第3号の規則で定める業務は、次に掲げる業務とする。

- （1） 森林に関する知識及び技術の修得のための研修に関する業務

(2) その他知事が必要と認める業務

(指定管理者の管理の基準)

第12条 条例第10条の4の規則で定める管理の基準は、次に掲げる管理の基準とする。

(1) 関係する法令、条例、規則等の規定を遵守し、適正な遊学の森の管理運営を行うこと。

(2) 利用者に対して適切なサービスの提供を行うこと。

(3) 遊学の森の整備及び物品等の維持管理を適切に行うこと。

(4) 指定管理者が業務に関連して取得した個人に関する情報を適切に取り扱うこと。

(5) その他知事が必要と認める基準

(協定書の締結)

第13条 知事は、次に掲げる事項について、指定管理者と協定を締結するものとする。

(1) 条例第10条の3各号に掲げる業務（以下「指定管理業務」という。）の実施に関し必要な事項

(2) 前条各号に掲げる管理の基準に関し必要な事項

(3) 指定管理業務の事業報告に関する事項

(4) 前3号に掲げるもののほか、遊学の森の管理運営の適正を期するために必要な事項

(事業報告等の提出)

第14条 指定管理者は、毎年度終了後1月以内に、次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

(1) 宮崎県川南遊学の森管理事業実績報告書（別記様式第6号）

(2) 宮崎県川南遊学の森管理事業収支決算書（別記様式第7号）

(3) その他知事が必要と認める書類

(原状回復)

第15条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により知事が指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、遊学の森を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、知事が特に原状に回復する必要がないと認める場合は、この限りでない。

(秘密の保持)

第16条 指定管理者若しくは指定管理者であったもの又は当該指定管理者の指定管理業務に従事している者若しくは従事していた者は、その業務に関して知り得た管理運営上の秘密を、他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(委任)

第17条 この規則に定めるもののほか、遊学の森の管理及び運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 条例第10条の2第3項の規定により指定管理者を指定した場合において、この規則の施行の日以後に、この規則の規定により、知事がした処分、手続その他の行為又は知事に対してされた手続その他の行為は、この規則の相当規定により、指定管理者がした処分、手続その他の行為又は指定管理者に対してされた手続その他の行為とみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の宮崎県遊学の森管理規則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

別記

様式第1号（第3条関係）

様式第2号（第4条関係）

様式第3号（第4条関係）

様式第4号（第6条関係）

様式第5号（第10条関係）

様式第6号（第14条関係）

様式第7号（第14条関係）

別記
様式第1号（第3条関係）

宮崎県川南遊学の森利用許可申請書

年 月 日

宮崎県知事
（指定管理者）

殿
様）

申請者 住 所
氏 名
（電話番号 　　　　　　　　　）

〔 法人にあつては、主たる事務所の所在地
並びに名称及び代表者の氏名 〕

宮崎県川南遊学の森を利用したいので、宮崎県川南遊学の森管理規則第3条第2項の規定により、次のとおり申請します。

利用の日時					
利用の目的					
団体利用の場合の責任者					
利用人員	小学生	中学生	高校生	その他	合計
※ 受付年月日 年 月 日		※ 許可年月日 年 月 日		※ 許可番号	
記入上の注意 1 利用人員欄には、利用人数を記入してください。 2 ※印のある欄は、記入しないでください。					

宮崎県川南遊学の森利用許可書

文 書 番 号
年 月 日

様

宮崎県知事
（指定管理者

印
®)

年 月 日付けで申請のあった宮崎県川南遊学の森の利用については、宮崎県川南遊学の森管理規則第4条第1項の規定により、次のとおり許可します。

利用の目的	
利用日時	年 月 日 時 分 から 年 月 日 時 分 まで
許可の条件	

宮崎県川南遊学の森利用不許可通知書

文 書 番 号
年 月 日

様

宮崎県知事
（指定管理者）

印
®

年 月 日付で申請のあった宮崎県川南遊学の森の利用については、下記の理由により許可できないので、宮崎県川南遊学の森管理規則第4条第1項の規定により通知します。

記

不許可の理由

（教示）

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として（訴訟において宮崎県を代表する者は宮崎県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第4号（第6条関係）

宮崎県川南遊学の森利用許可取消申出書

年 月 日

宮崎県知事
（指定管理者）

殿
様）

住 所
氏 名
（電話番号 ）」

〔 法人にあつては、主たる事務所の所在地
並びに名称及び代表者の氏名 〕

年 月 日付け で許可のあつた宮崎県川南遊学の森の利用を中止したいので、宮崎県川南遊学の森管理規則第6条第1項の規定により、次のとおり申し出ます。

取消しの申出 をする理由	
備 考	

添付書類

宮崎県川南遊学の森利用許可書の写し

様式第5号（第10条関係）

指定管理者指定申請書

年 月 日

宮崎県知事

殿

所在地
申請者 団体名
代表者氏名

宮崎県川南遊学の森の指定管理者の指定を受けたいので、公の施設に関する条例第10条の2第1項の規定により申請します。

年度宮崎県川南遊学の森管理事業実績報告書

年 月 日

宮崎県知事 殿

所在地
指定管理者 団体名
代表者氏名

年度における宮崎県川南遊学の森の管理事業実績について、宮崎県川南遊学の森管理規則第14条の規定により、次のとおり報告します。

1 施設の維持管理業務

(1) 展望施設、あずまや及び野鳥観察施設

区 分	内 容	備 考

(2) バイオトイレ

区 分	内 容	備 考

(3) 炭焼き体験施設

区 分	内 容	備 考

(4) 管理道、ベンチ、作業フィールド及び案内板類

区 分	内 容	備 考

2 研修業務実績

区 分	趣 旨	内 容	開 催 日	参 加 人 数

3 施設の利用許可実績

申 請 者 氏 名	参 加 人 数	利 用 施 設	利 用 日 ・ 目 的
合 計			

4 その他

年度宮崎県川南遊学の森管理事業収支決算書

年 月 日

宮崎県知事 殿

所在地
指定管理者 団体名
代表者氏名

1 収入

単位：円

区 分	予 算 額	決 算 額	増 減	備 考
合 計				

※ 区分欄には、委託料等を記入すること。

2 支出

単位：円

区 分	予 算 額	決 算 額	増 減	備 考
合 計				

※ 区分欄には、光熱費、通信運搬費等を記入すること。